

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市：あずま南地区）についての理由を示したものです。

1 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南西部に位置しています。また、朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【朝霞市：あずま南地区】

本地区は、朝霞市の東部に位置し、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートルに位置し、都市計画道路志木和光線（一般国道254号和光富士見バイパス）に近接する区域です。

市街化区域への編入に合わせて、新たな土地利用が適正に誘導されるよう、地区施設を適正に配置し、建築物の規制、誘導を行うことにより、計画的な工業系地区の形成を図るため、地区計画を決定しました。

2 変更理由

【朝霞市：あずま南地区】

本地区の交通環境の更なる安全性の確保や、より周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図るために、道路配置及び緩衝緑地を変更するものです。

3 変更内容

【朝霞市：あずま南地区】

本地区計画の地区整備計画の「地区施設の配置及び規模」について、「地区施設（道路）」及び「地区施設（緑地）」を変更します。道路配置については、車両の通行速度抑制を誘導することで、当初計画より、地区内の通学路における交通安全の向上を図ります。緩衝緑地については、周辺の住宅地及び地区内道路を通行する、地域住民等の歩行者への配慮を図ることとし、当初計画より、同等以上の延長・面積を確保します。

また、「地区の区分」において、「A地区」及び「B地区」の面積を変更します。

			新	旧
地区 整備 計画	地区 施設 の 配置 及び 規模	道路	区画道路1号 幅員14～16.5m 延長約680m 区画道路2号 幅員11.5m 延長約630m 区画道路3号 幅員6m(10.5m) 延長約220m 区画道路4号 幅員10.5～12.5m 延長約230m 区画道路5号 幅員8m 延長約280m 区画道路6号 ※道路位置の変更 幅員8m 延長約130m	区画道路1号 幅員14～16.5m 延長約680m 区画道路2号 幅員11.5m 延長約630m 区画道路3号 幅員6m(10.5m) 延長約220m 区画道路4号 幅員10.5～12.5m 延長約230m 区画道路5号 幅員8m 延長約280m 区画道路6号 幅員8m 延長約130m
		緑地	緩衝緑地1号 幅員10m 延長約470m 延長約100m 緩衝緑地2号 幅員5m 延長約160m 延長約100m	緩衝緑地1号 幅員10m 延長約580m 緩衝緑地2号 幅員5m 延長約110m 延長約120m
	地区 の 区分	面積	A地区（工業地域） 約8.2ヘクタール	B地区（工業地域） 約5.3ヘクタール
			A地区（工業地域） 約8.9ヘクタール	B地区（工業地域） 約4.6ヘクタール

4 関係する都市計画

なし